

第4回常滑市水道料金及び 下水道使用料審議会

令和8年6月23日

1

1

(1) 答申案について

諮問事項のうち、公共下水道事業及び農業集落排水事業における下水道使用料のあり方についての答申。

諮問事項

①水道事業における水道料金のあり方について

②公共下水道事業における下水道使用料のあり方について

③農業集落排水事業における下水道使用料のあり方について

2

2

(1) 答申案について

1. はじめに	
2. 答申内容	(1) 下水道使用料のあり方について (2) 使用料体系のあり方について
3. 審議内容	(1) 審議の方法 (2) 経営状況の課題 (3) 使用料体系の課題 (4) 改定目標及び改定の諸条件 (5) 改定時期
4. 付帯意見	

3

3

1. はじめに

- 下水道事業は、社会の重要なインフラとして運営されてきた。
- 使用料は、公共下水道事業では供用開始以来据え置かれており、農業集落排水事業は令和2年度に公共下水道事業と統一された。
- 使用料単価が総務省の示す基準を下回り、経費回収率が100%に達しない状況が続いており、適正な使用料収入の確保が課題。



市長からの諮問を受け、現在の経営状況を踏まえたうえで、両事業の使用料のあり方について審議を行った。

4

4

2. (1) 下水道使用料のあり方について

将来にわたって健全かつ安定的な経営を確保するための、下水道使用料のあり方

- ① 汚水処理費を賄うに足る **安定した使用料収益の確保**、
社会情勢等の変化に応じた **使用料の定期的な改定**
- ② 需要家費及び固定費の基本使用料による負担、
基本使用料への配分の段階的な引き上げ
- ③ 排出量の規模に応じた適正な負担、
汚水処理原価に対する **負担水準の偏りの段階的な是正**
- ④ 両事業の **使用料体系の統一は継続**

5

5

(2) 使用料体系のあり方について

区分	現行	改定後	差額	改定率
基本使用料	300円	900円	600円	300%
～10m ³	50円	50円	0円	100%
～20m ³	75円	105円	30円	140%
～30m ³	110円	140円	30円	127%
～40m ³	130円	160円	30円	123%
～50m ³	140円	170円	30円	121%
～100m ³	165円	195円	30円	118%
～500m ³	200円	230円	30円	115%
501m ³ ～	230円	260円	30円	113%

• 改定時期
令和9年4月

6

6

使用料体系案についての考え方（基本使用料）

第3回審議

分類	令和16年度 見込み	本来の配分	基本使用料への配分		必要となる 基本使用料 (月額)	現行との 比較 (倍)
			全体	需要家費・ 固定費		
需要家費	1,600万円	基本使用料 (71%)	71%(本来)	100%	3,082円	約10倍
固定費	5億 600万円		21%	29%	900円	3倍
変動費	2億 800万円	超過使用料 (29%)	7%	10%	300円	現行
合 計	7億3,000万円					

基本使用料は、本来は需要家費及び固定費を賄う水準が適当であるが、その場合は現行の約10倍となり、低排出量使用者の負担を考慮すると現実的ではないことから、使用料体系案では現行の3倍（本来の配分よりも低い）とした。

審議会でのご意見：今後の改定では、今回の使用料体系案における基本使用料の割合に縛られることなく、引き続き基本使用料割合の引き上げを進められたい。

答申内容② 7

7

使用料体系案についての考え方（超過使用料）

	概要	特徴
定額改定 (一律〇〇円加算)	現行使用料体系の各区分に対して、定額を加算する。	現行単価の低い区分ほど使用料の改定割合が大きくなるため、負担水準の偏りが小さくなる。

※負担水準の偏りの抑制や、負担水準の適正化を目指すため、完全な一律改定だけでなく、一部の排出量区分での軽減や加算も検討した結果、最低排出量区分である10㎡以下は現行使用料を据え置くこととした。

審議会でのご意見：今回の使用料体系案では低排出量使用者への配慮をすることとしたが、今後の改定では、中～大口使用者にも配慮した負担水準の適正化を進められたい。

答申内容③

8

8

(2) 使用料体系のあり方について

- 市民生活への影響緩和が必要と考えられる場合は、市全体の施策の中で対応を検討されたい。
- 令和16年度までの収支見込みに対して、実績の状況を定期的に確認し、乖離が生じた場合には必要に応じて再度の使用料改定を検討すべき。

9

9

3 (1) 審議の方法

第1回審議

公共下水道事業と農業集落排水事業では
 汚水処理という**同じサービスに対して同一の費用負担**とするため、
 令和2年度に両事業の**使用料体系を統一**している。



この考え方は**今後も継続することが適当**。 答申内容④

公共下水道事業における使用料のあり方を中心に審議を行い、
 農業集落排水事業における使用料の改定は、
公共下水道事業と同時期、同内容によることとする。

10

10

(2) 経営状況の課題

第1回審議

令和6年度の経営状況

	経費回収率 汚水処理の費用を、 どれだけ使用料で 回収できているか。	基準外繰入金 収支不足（赤字） を補填するための 一般会計繰入金。	基準外繰入金 令和16年度 までの見通し
公共下水道事業	68.5%	3億円	1.5～2億円/年
農業集落排水事業	58.0%	5,300万円	3,000万円程度/年

今後の収入・支出の見通しからは、引き続き収支不足となり、補填のための**基準外繰入金が継続して必要**となる見込み。

11

11

公営企業・下水道事業の経営の原則

独立採算の原則	地方公営企業として、下水道使用料による 自立経営が基本 。
汚水私費の原則 (汚水処理の受益者負担)	汚水処理費は 公費負担分を除き 使用者の負担
使用料の基本原則	適切な使用者負担 となる下水道使用料の設定



適正な使用料収入を確保することによる
経費回収率の向上及び基準外繰入金の抑制が課題となる。

答申内容① 12

12

(3) 現行使用料体系の課題

第1回、第2回審議

現行使用料体系の課題の整理	
使用料単価	総務省が最低限の経営努力の基準として示す 150円/㎡に達していない。 (国から市への財政措置が一部受けられない)
負担水準	低排出量使用者において、汚水処理原価に対する 負担水準が6割程度と低い。
大口使用者への依存	負担水準の偏りにより、一部の大口使用者からの 使用料収入に過度に依存する経営。

13

13

(4) 改定目標と改定の諸条件

第2回審議

目標年度	基本目標	目標達成に必要な改定幅
令和16年度	①経費回収率100%	現行使用料体系による使用料収入と比べ32%増。
	②基準外繰入金皆減	
	③使用料単価150円/㎡以上	①②の水準で達成可能。



使用料収入の総額が、
現行使用料体系で計算した場合と比べて32%増となる改定を目指す。

令和16年度の汚水処理費と
現行使用料体系での使用料収入の
見込みから試算

14

14

(4) 改定目標と改定の諸条件

使用料体系の枠組みは継続

- ・基本使用料と超過使用料から成る二部使用料制の維持
- ・排出量区分は変更しない。

負担水準の適正化

- ・県下最低水準の基本使用料の大幅な改定。
- ・排出量区分ごとに適正な負担を求める。

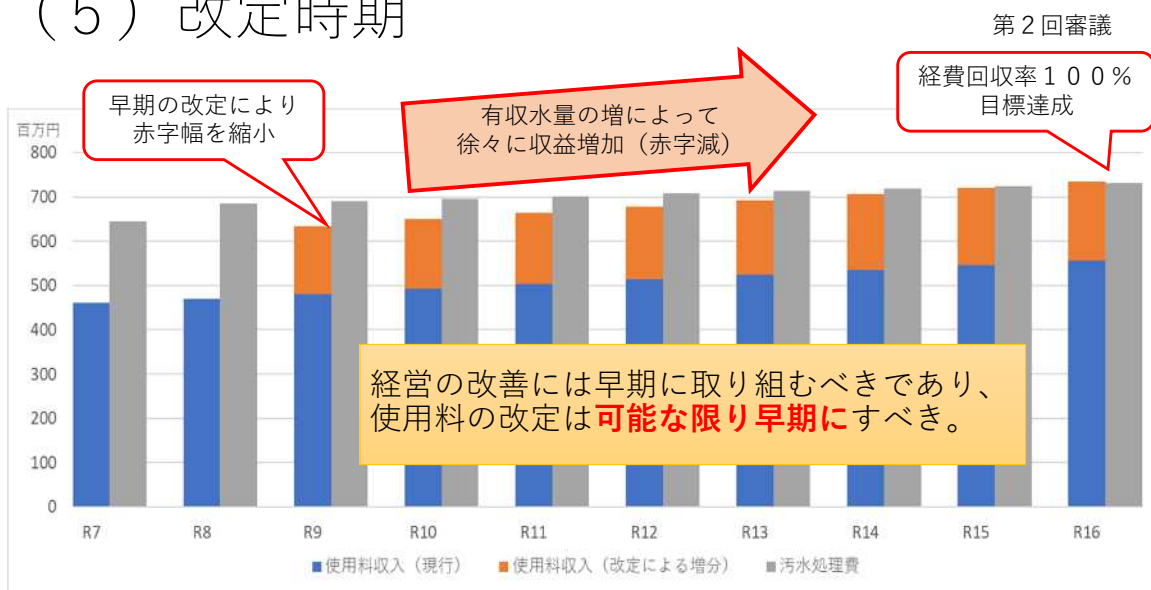
審議会でのご意見：有収水量や経費の見通しは不確実性を伴うため、見込みに対する実績について定期的に確認し、必要に応じて再度の改定を検討する必要がある。

答申内容①

15

15

(5) 改定時期



16

4. 付帯意見

- 周知広報により、使用料負担に対する市民の理解を得られるよう努められたい。

17

17

(2) 周知広報について

想定している広報活動（予定）

媒体	対象	内容
広報とこなめ	全市民 (全戸配布)	使用料の改定及び下水道事業に関する啓発 ・ 使用料改定の概要 ・ 使用者への影響について ・ 下水道事業のあり方等の啓発
市ホームページ	限定なし	
チラシ (検針票と一緒に投函)	下水道使用者	
市公式SNS	受信設定者	使用料の改定及びホームページへの誘導

周知広報期間 令和9年1月～3月（条例議決後、施行前）

18

18

(3) 今後の審議等について

- ・ 水道料金に関する審議の開始
- ・ 下水道使用料に関する答申

水道料金に関する審議
令和8年7月7日(火) 午後1時30分～ 常滑市役所1階会議室B

19